

株式会社 リハビリテーションコムラッド

## 訪問看護ステーション NOIE

—運営規定—

## 〈目次〉

第1条（事業の目的）

第2条（運営の方針）

第3条（事業所の名称等）

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条（営業日及び営業時間）

第6条（通常の事業の実施地域）

第7条（訪問看護の内容）

第8条（利用料等）

第9条（内容及び手続きの説明及び同意）

第10条（記録の整備）

第11条（提供拒否の禁止）

第12条（サービス提供困難時の対応）

第13条（緊急時等における対応方法）

第14条（事故発生時の対応）

第15条（秘密保持等）

第16条（会計の区分）

第17条（虐待の防止のための措置に対する事項）

第18条（その他運営に関する重要事項）

(事業の目的)

## 第1条

- 1 株式会社リハビリテーションコムラッドが開設する訪問看護ステーション NOIE (以下「事業所」という。) が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下「看護職員等」という。) が、要介護状態 (介護予防にあたっては要支援状態) であり、主治医の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

## 第2条

- 1 指定訪問看護の提供にあたっては、事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供の努めるものとする。

(事業所の名称等)

## 第3条

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

<本拠地>

名称：訪問看護ステーション NOIE

所在地：熊本県宇土市栄町 14-4 2F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

## 第4条

- 1 職員の職種、員数は以下のとおりとする。

管理者 1名 (常勤・専従) …… 看護職員と兼務

看護師 2.5名以上 (常勤専従または非常勤専従) …… うち一人管理者と兼務

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 必要数

- 2 職務内容は以下のとおりとする。

(管理者) 事業所の従業者の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、そのほかの管理を一元的に行う。

(看護師等) 看護師等は、訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

## 第5条

- 1 営業日及び営業時間及び休日は以下のとおりとする。

### 営業日

月曜日から金曜日までとする。

### 営業時間

8：30～17：30

### サービス提供時間

8：30～17：30

### 休日

土日

ただし災害時など利用者様に何らかの不利益が生じてしまう恐れがある場合、以下の条件を満たした上で営業日外に営業する場合がある。

- ・法令で定められた人員配置基準およびその他の運営基準を満たす
- ・事前に利用者様(家族様)および関係事業者へ周知する

### (通常の事業の実施地域)

## 第6条

- 1 訪問看護ステーション NOIE の通常の事業の実施地域は宇土市、宇城市、熊本市南区、熊本市西区  
(次のエリアを除く：旧三角町、旧豊野町) とする。

### (訪問看護の内容)

## 第7条

- 1 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の処理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

※緊急訪問看護、24 時間対応体制

### (利用料等)

## 第8条

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収することがある。その際は通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 30円徴収する。また陸路を利用しての移動が困難な場合、船等を利用した際の交通費を実費徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(内容および手続きの説明及び同意)

#### 第9条

- 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、訪問看護従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者申込者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

#### 第10条

- 1 事業者は従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  
事業者は利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
  - ① 主治医による指示の文章
  - ② 訪問看護計画書
  - ③ 訪問看護報告書
  - ④ 具体的なサービス内容の記録
  - ⑤ 市町村への通知に係る記録
  - ⑥ 苦情内容等の記録
  - ⑦ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(提供拒否の禁止)

#### 第11条

- 1 正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒むことをしてはいけない。

(サービス提供困難時の対応)

#### 第12条

- 1 当該事業所が利用申込者の病状、実施地域、自らの適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の措置を速やかに講じなければならない、

(緊急時等における対応方法)

#### 第13条

- 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

#### 第14条

- 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な処置を行う。
- 事業所は訪問看護の提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持等)

#### 第15条

- 正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 事業所の従業員であったものは退職後も正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得なければならない。

(会計の区分)

#### 第16条

- 指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護事業所の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(虐待の防止のための措置に対する事項)

#### 第17条

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第18条

- この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リハビリテーションコムラッド代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。